



有限会社 ウンピング・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピング神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.232 2025年06月02日

欧洲共同体意匠(欧洲連合意匠)の規則の改正について

2025年05月01日より施行された改正規則の第1フェーズの主な改正点について、次とおりご案内申し上げます。

記

1. 規則に記載の用語の変更

「共同体」から「欧洲連合または連合」への変更に伴い、「共同体意匠規則」から「欧洲連合意匠規則」へ、「共同体意匠出願」から「欧洲連合意匠出願(以下、「EU意匠」という。)」へ変更された。

2. 公費の改定

(詳細のリンク先)

» <https://www.eipo.europa.eu/en/designs/design-reform-hub/terminology-procedural-changes> «

3. 定義及び保護対象の拡大

「意匠」の定義が拡大され、アニメーションも含まれるようになった。

「製品」の定義が拡大され、非物理的な物品を含むようになった。

使用中に見えるか否かを問わず、出願の願書に目に見える形で示された外観上の特徴が保護される。

但し、「複合製品」の構成部品(例えば、車のバンパー)に係る意匠は、使用中に見える状態でなければならない。

4. 法的行為の能力、所有権の変更などに係る規定の明確化

5. 婚姻などに伴う創作者の名前の変更可

6. 侵害行為の定義の拡大

3Dプリントを考慮し、デザインを記録する媒体又はソフトウェアの作成、ダウンロード、複製、共有又は他者への配付が新たな侵害行為として挙げられた。

7. 権利行使の新たな制限

製品を意匠権者の製品として識別又は参照する目的で行われる行為及び、コメント、批評、パロディの目的で行われる行為に対し権利行使ができない。

8. 権利消尽の領域の拡大

欧州経済領域(EEA)内にまで拡大され、意匠権者又はその同意を得て当該製品が EEA 内で市場に投入された場合、意匠権者は EU 意匠を組み込んだ製品の EEA 内での再販に権利行使することはできない。

9. 意匠登録マークの表示

意匠登録制度についての認知度を高め、保護されている製品のマーケティングを促進するため、意匠権者(又はその同意を得た第三者)は、文字「D」を円で囲んだ登録マークを製品に表示できる。

10.「修理条項」の規定の恒久化

暫定的な規定であった「修理条項」は恒久的な規定となった。

(「修理条項」とは、「複合製品」の構成部品は、製品の元の外観を復元するための修理目的のみで使用された場合、意匠保護を受けられないとし、構成部品の製造者は製品の商業上の出所を示さなければならないが、製造又は販売する部品が「複合製品」の元の外観を復元するためのみに使用されることを保証する義務はないとする規定である。)

11.見本提出の廃止

12.出願官庁の変更

各国の官庁を通じる出願が不可となり、直接に欧州連合知的財産庁(EUIPO)へ出願することになった。

13.出願料の納付(出願から 1 ヶ月以内に納付要)の出願日確保の条件としての追加

14.複数(マルチ)意匠出願に係る分類の單一性要件の廃止

同一のロカルノ分類に属する意匠であれば、複数の意匠を一つの出願で出願する事が可能になったが、一つの出願に含まれる意匠の上限数は 50(以前は上限なし、電子出願の場合は最大 99)に制限された。

15.公告の繰り延べに係る条件の厳格化

公告料が出願料に含まれるようになったため、公告料の未納による公告の阻止ができなくなった。従って、公告の繰り延べを希望するには、延期料を出願時又は不足分の追納期限内に納付しなければならず、納付しなかった場合、出願が却下される。

また、公告を望まない意匠は明示的に所定の期間内に放棄する必要がある。

16.更新期間の変更と更新料金の値上げ

(2025 年 02 月 04 日付 [パットワールド Vol. 230](#) をご参照ください。)

17.無効宣言に係る規定の明文化

全体的に異なる印象を与えない場合も、12 ヶ月の猶予期間(新規性喪失の例外期間)の適用を受けられる。

無効宣言の請求人が正当な利益を証明できる場合に限り、失効又は放棄された意匠権について無効宣言を請求できる。

意匠権の無効に対する EUIPO の決定、及び反訴に対する EU 意匠裁判所(旧共同体

意匠裁判所)の判決は、EUIPO に提出された後続の無効宣言に対して既判力を有する。他の識別標識との抵触や著作権で保護されている著作物の無許可使用に該当する場合にも優先権が適用される。

18.侵害訴訟における(i)口頭審理、(ii)費用決定の執行、(iii)訴訟又は反訴及び、(iv)無効判決に係る規定の変更

19.原状回復の手続きが可能な期間の変更及び手数料の返還

6ヶ月の猶予期間満了日から 1 年となる。

期限の遅延が請求人の責任でないと判断され、原状回復が認められた場合は、原状回復の公費が返還される。

20.登録簿、データベース、ファイル閲覧に係る規定の変更

例えば、不正使用の防止と個人データの保護のため、手続時に一部の代表者及び意匠権者の国籍、住所の入力が不要になった。

EUIPO の公開データベースでは、当事者及び代表者の住所と国籍が表示されなくなった。

EUIPO の敷地内でファイルの閲覧、紙のコピーの提供もできなくなり、無料のオンライン閲覧のみを提供することになった。

以上

(出典:EUIPO)